

薬生食輸発0405第1号
令和4年4月5日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産生鮮トマトの検査命令免除対象輸出者の変更)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第1号にて通知したところである。

今般、韓国政府から、輸出者IDの登録がされたトマトの輸出業者について、住所変更した旨の連絡があったことから、同通知の別表18について別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。